

営業所実態調書について【記入方法等】

1 趣旨

公正な入札及び契約の確保を図るため、和歌山市内に本店等又は支店等を有している申請者に「営業所実態調書」をご提出いただいた上で、市内業者又は準市内業者としての認定を行います。

2 市内業者及び準市内業者の認定要件

和歌山市調達契約等に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱（平成31年4月1日制定）第3条に掲げる次の要件を満たす必要があります。

- (1) 営業所の所在を明らかにする看板又は表札が表示され、外観上常時確認できること。
- (2) 営業所内の事務室に、事務等を執り行える事務機器等が具備されていること。
- (3) 連絡がとれる体制（常時不在転送電話による体制、単なる連絡員の配置による電話の取次ぎによる体制その他これらに類すると認められる体制を除く。）が構築されていること。
- (4) 営業所に責任者が常駐しており、かつ、営業活動を行い得る人的配置（配置人員が有資格業者の他の営業所又は他の有資格業者の営業所と兼務となっているもの及び終日不在の状態が頻繁であると認められるものを除く。）がなされていること。

3 記入要領

【1ページ目】

(記入例)

1 認定の対象となる営業所（市内における本店等又は支店等）の状況

①	営業所（市内における本店等又は支店等）の住所又は所在地	和歌山市●●町○○番地
②	市内における支店等の名称 ※支店等を有する場合のみ	和歌山支店
③	建物の使用形態	☒ 営業所専用 ☐ 兼用（ ☐ 住宅 ☐ 他社（社名： ））
④	建物の所有区分	☒ 自社所有 ☐ 賃貸借 ☐ その他（ ）
⑤	商号又は名称の表示（看板、表札等）	☒ 有 ☐ 無
⑥	事務機器等の設置状況	事務用机・椅子（ 10人分） パソコン（ 10台）、プリンタ（ 2台） 固定電話（ 5台※常時不在転送電話を除く。） FAX（ 1台）
⑦	常勤従業員数	10 人
⑧	常駐責任者職氏名	支店長 ○○ ○○

注意事項 該当する口をチェックし、必要事項を記載してください。

① 営業所（市内における本店等又は支店等）の住所又は所在地

- ア 本店等（本店その他の主たる営業所）を市内に有する事業者
「附表（物品・役務関係業者用）」の ㉒「本社・本店」に記入した所在地を記入してください。
- イ 支店等（支店その他の従たる営業所）を市内に有する事業者
（ア）市内に受任営業所を設定する場合は、「附表（物品・役務関係業者用）」の ㉓「受任者」に記入した受任営業所の所在地を記入してください。
（イ）市内に受任者設定のない営業所等がある場合は、「附表（物品・役務関係業者用）」の ㉔「その他和歌山市内の営業所等」に記入した和歌山市内の営業所等の所在地を記入してください。

② 市内における支店等の名称

支店等（支店その他の従たる営業所）を市内に有する場合のみ、支店、営業所等の名称を記入してください。

③ 建物の使用形態

該当する□をチェックしてください。他社と兼用となっている場合は、社名を記入してください。

④ 建物の所有区分

該当する□をチェック又は記入してください。

⑤ 商号又は名称の表示（看板、表札等）

該当する□をチェックしてください。

⑥ 事務機器等の設置状況

事務機器の台数等を記入してください。

⑦ 常勤従業員数

①に記入した営業所の常勤従業員数（常勤役員を含みます。）を記入してください。

⑧ 常駐責任者職氏名

①に記入した営業所の責任者の職氏名を記入してください。

【2 ページ目】

1 ページ目の①に記入した営業所に係る写真（おおむね 3 か月以内に撮影したカラー写真）を貼付してください。

- （1）営業所建物外観の写真（玄関及び建物全体が確認できるもの）
- （2）看板又は表札の写真
- （3）内部の写真（事務室内の全体が確認できるもの）

4 その他

認定の対象となる営業所の住所・所在地等に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入（変更のない事項も全て記入してください。）の上、「入札（見積）参加資格登録内容変更届出書」とともに速やかに提出してください。